

○渡辺委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 四十分間質問をさせていただきます。

まず最初は、四十分間ということで質問をさせていただきますが、きょうは一般質疑ということで、今回の一〇・一虚偽ペーパー問題、それによって、今回は法案審議に入れない。なぜならば、前代未聞の大事件で、今回の労働者派遣法改正法案が通らなければ大量の派遣労働者が失業するという、うそのペーパーを国会議員に配り、予算委員会で安倍総理もそのペーパーを見て答弁をする。前代未聞です。

厚生労働省というのは、労働者を守る役所じゃないんですか。

そして、その虚偽ペーパーについておとついで私が質問したら、それに対して、事もあろうに、塩崎大臣がまたうその答弁をした。先ほど修正した。

塩崎大臣、大臣はこの委員会の重みというものを理解すべきですよ。

先日も、岡田代表と一緒に、私は六人の派遣労働者の方々とお目にかかりました。

お一人の女性は、セクハラ被害を派遣会社に訴えたら、改善されるどころか、逆に解雇通告を受けたわけですよ。こういう女性の方々も弱い立場に置かれておられます。

二番目の方も、セクハラ被害を受けて、そのことについて派遣会社に訴えたけれども、改善してもらえず、結果的に精神疾患になって離職を余儀なくされた。

三番目の女性の方は、生後六カ月の赤ちゃんを抱いて私たちのところに来られました。昨年十月に子供を出産した。半年の育児休暇をとった。四月から仕事に復帰する約束だった。ところが、三月末に急に解雇と言われてしまった。ひどいじゃないですか。派遣労働者では育休をとれる人はたった四%、正社員では四〇%。非常に女性にとっても厳しい働き方です。

さらに、四人目の派遣の方は、リーマン・ショックでも派遣切りに遭われ、東日本大震災でも派遣切りに遭われ、寮から追い出され、路頭に迷われ、五十代を過ぎられたけれども、結婚をしようと思っていたけれども、結婚も、そういう不安定雇用、低賃金の中でなかなかかかっている。

また、五番目の三十代の男性の方も、三カ月更新を五年間、製造業の派遣で働いた。でも、派遣のままでは、ローンも組めない、自動車も買えない、結婚どころか恋愛もできない。苦しんでおられました。

そして、最後、六番目の女性の方は、五十代で、十五年間、三カ月更新六十回、一般事務の派遣をされていた。しかし、五十代になったからといって、もうそろそろお年ですからやめてもらえませんかという話が来つつある。派遣会社に、このままでは、自分もシングルマザーで、老後も不安だという話をしたら、派遣会社からは、御高齢の女性の派遣先はもう余りありませんよ、そう言われてしまった。

臨時的、一時的、かつ均等待遇、これがヨーロッパを初めとする派遣の世界の標準ルールなんです。ところが、今回の法案では、均等待遇もなきまま、一生派遣の労働者がふえかねない。つまり、この委員会審議は、日本のこれからの若者が一生派遣になっていいのか、そういう人生がかかっています。

さらに、この法案はリストラ促進法と言われますが、これによって、正社員から派遣への置きかえ、正社員のリストラも進みます。

実際、ドイツでは、今回の日本と同じ派遣上限の撤廃を二〇〇三年にしたら、三十三万人だった派遣労働者が、二〇〇八年、五年後には七十九万人。二・四倍にふえました、五年間で。日本と同じ期間制限をやった。それで、二〇一一年にドイツでは、貧しいワーキングプアの若者がふえて社会問題になったということで、もう一度一年半の期間制限を入れることを決めた。

こういう人生のかかった重要な質疑において、虚偽のペーパーを配付する。おまけに、このことを質問したら、塩崎大臣がうその答弁をする。あり得ないじゃないですか。

塩崎大臣、配付資料にあります。おとついで私の答弁で、この五ページにあります。「私としては、これについて知らなかった局長、部長、それから本人の課長には厳重注意」、「これについて知らなかった局長、部長、」この答弁は正しいんですか、うその答弁ですか。

○塩崎国務大臣 冒頭、おわびして訂正をいたしましたし、それから、先ほど来御説明も申し上げて、私は、局長、部長が作成当時に知っていたということを知らなかったということでありまして、それは、うそということでは全くない。事実を知らなかったので、おわびをして訂正をしているわけでありまして、それをうそ呼ばわりされる理由は私にはないというふうに思います。できれば、そのうそ呼ばわりは撤回をしていただきたいというふうに思います。

○山井委員 国会の答弁、国会の議事録は重いんですよ。さっき言ったように、私たちのこの一問一問で、若者の雇用、労働者の人生がかかっているんですから。

では、大臣、改めて確認します。

なぜ部長、局長は知らなかったと答弁したんですか。この問題が一カ月、二カ月前から問題になっていて、どういう経緯かと聞いたら、部長と局長は知っていたことはわかるはずじゃないですか。私たちでも知っていますよ、局長と部長がこれに関係していたことは。塩崎大臣、どういう説明を聞いていたんですか。教えてください。

○塩崎国務大臣 山井先生、よくごらんをいただいて、議事録を読み返していただきたいと思うんですね。私がどう言ったかということ、「私としては、これについて知らなかった局長、部長、」というのは、作成をした段階で知らなかったと私は思っていたので、そう言ったのでありまして、それは私が間違っていて、実は、作成をしたことは局長は知っていたわけです、冒頭、去年の冬。ですから、それについてはおわびをして訂正をただけであって、それは、私はそれを知らなかったことについて訂正をしたということだけでございますので、そのところはもちろん、何でもかということ、それは、私が初めて知ったのは、何度も申し上げているように、足立議員が資料として予算委員会に配付をしたとき、二月の二十三日でありますので、そのときに、これは内容が不正確だし、不適切な表現もあるねということで、それを注意したわけで、それ以降は使っていなかったわけですね。もう配付もしていないと。

もちろん、もともと自民党のあるいは自公の部会で全員に配るようなことは全くしていなかったペーパーで…（発言する者あり）部会長がそう言っているわけですから、そのとおりだというふうに言っていますが、必要に応じて、お問い合わせがあったときに、施行日の問題についてこれに触れたということでございます。

そういうことでありますので、何度も申し上げますけれども、冒頭、作成した段階で知らなかった局長、部長ということをお私言っているもので、それは事実と反したわけですが、しかし、その訂正をした上で、私が嚴重注意をしていますし、何らそこで、さらにそれ以上の批判を受ける理由はないというふうに思います。

○山井委員 この五ページの議事録のもう一つの赤線のところで大臣はどう答弁しているか。担当課において、施行日の補足資料として作成されましたものであって、厚生労働省の公式見解ではございませんと。

今、作成経緯を知らなかった等々の答弁でしたけれども、では、担当の部長、局長は、このペーパーを持って議員に説明に行ったんですか。説明に行ったのは課長だけですか。部長、局長もこのペーパーを持って説明に行ったんですか。いかがですか。

○塩崎国務大臣 私が聞いている限りは、局長、部長は、作成された段階で上げられてきたものを見ただけで、それ以上、かばんには入れていたと言っていますが、配ったということは記憶をしていないということでもあります。

○山井委員 国民が聞いたら不思議に思うんじゃないですか。何で配らない資料をかばんに入れておくんですか、この虚偽の資料を。配らないのに何でかばんの中に入れてあるんですか。

それと、やはり大臣、もう身内をかぼうのはやめられた方がいいですよ。そこで大臣、局長や部長も配ったんじゃないのかということ疑問に思われませんでしたか。

ここで改めてお聞きします。

局長、部長さんは配られたんですか、配られていないんですか。なぜならば、これは重要ですよ、担当課が勝手につくったという話は、言っちゃ悪いですが、これは一步間違うとトカゲの尻尾切りになりますからね。もし部長や局長も配って説明していたにもかかわらず担当課の責任にしたとしたら、これは一般のサラリーマンの世界でも一番あってはならないトカゲの尻尾切り、上司が部下の責任にして自分たちの責任を免れる、そんなことは絶対あり得ない。

塩崎大臣、部長と局長は配付しなかったんですか、したんですか。

○塩崎国務大臣 本人に聞くのが一番早いと思いますが、私は、もちろん、どうしたんだと聞いたら、配った記憶はないと言っていました。そのとおりのことを先ほどここで局長も答弁をしておりました。

○山井委員 火曜日の参議院の石橋議員の質問に対して、局長は、三ページ、こう答弁していますね。担当課の判断で法案の施行日の説明を行う際の補足資料としてつくったと。部長も、今安定局長が答弁したのと同じでございまして。

局長、部長は無関係だと言っています。この答弁は修正するんですか、修正しないんですか、大臣。状況は変わっていますよ。

○塩崎国務大臣 修正する必要はないと思います。

○山井委員 塩崎大臣、担当課の判断で使ったということは、今修正する必要はないとおっしゃいましたね。部長と局長もみずから配って説明していたということになれば、この答弁は違ってきますよ。そこはいいんですね、塩崎大臣。

○塩崎国務大臣 議事録に書いてあるとおりでございまして、担当課の判断で法案の施行日の説明を行う際の補足資料としてつくったものでございます、担当課が、個別の御質問があった場合に必要に応じて使っているという事実につきましては、使用当時、この前の冬ですけれども、から承知はしておりましたと、私が先ほど言ったとおりのことを言っているというふうに思います。

○山井委員 塩崎大臣、これは、局長、部長も配ったということになれば、組織ぐるみということになりますよ、課長だけではなくて。これは完全に公式ペーパーということになりますよ。

塩崎大臣、これは調べていただいて、正式に理事会で回答してください、配ったのか配っていないのか。一言つけ加えますが、局長から受け取ったという議員は複数います。そのことは言うておきますが、それは私の見解ですから、厚生労働省、大臣のもとに調査してください。調査をして、回答をしてください。なぜならば、これは、配ったのに配っていないと言っていたら、これは虚偽答弁ですよ、また。

塩崎大臣、配っていないんですか、配った可能性はあるんですか、はっきり言ってください。

○塩崎国務大臣 山井議員は、先ほどの生田局長の答弁を聞いていらっしやらなかったんですか。もうそれに尽きますから。

○山井委員 この問題の最終責任は厚生労働大臣なんですよ。調べてください。これは理事会で協議してください、委員長。

○渡辺委員長 これは、答弁しております。

○山井委員 いや、だめですよ、それは。答弁が違っているかもしれないんですから。

この問題は、ぜひとも理事会で協議していただきたいと思います。部長と局長が配ったのか配っていないのか、そして、これは、配ったのであれば、組織ぐるみですからね。

そして、これは予算委員会で配付されて、安倍総理も答弁をされています。予算委員会のメンバーも全員、このペーパーは見ております。

私はさまざまな問題があると思いますが、ここにこう書いてあるんですね。「十月一日以降に想定される状況」
「ケース2 三年以上二十六業務に従事する派遣労働者が、派遣先に直接雇用されたいため、二十六業務以外の業務を故意に行う。」

これは、派遣労働者がわざと違法行為をしかねないということを書いているんですか。ひどいじゃないですか。派遣労働者をそんな目で見ているんですか。私は、これは失礼だと思いますよ。こんなペーパーをつかって、担当者が配って、そのことが、予算委員会でも配付されて安倍総理の目にも触れている。

塩崎大臣、厚生労働省は派遣労働者をこういうことをする方々だという目で見ているんですか。私は許せない。こういう、派遣労働者の方々が違法行為をしかねないというような認識を持っている役所に、派遣法の改正なんかを審議する、そんな資格はありませんよ。謝罪してください。

○塩崎国務大臣 この問題については、既に前回謝罪を申し上げたところでございまして、不適切な表現があったことは事実でありますので、大変申しわけなかったということを上申したと思います。

○山井委員 結局、派遣労働者を、物扱いだと言った。物扱いしているのは厚生労働省じゃないですか、こういう

ことを見たら。派遣労働者を応援しようというかけらも感じられない。

それで、二月二十三日、予算委員会でこのペーパーを見たんですよね。塩崎大臣、即問題だと思われて、この説明を配った人たちに修正のペーパーを配られていないじゃないですか。

だから、塩崎大臣は人ごとのようにおっしゃっていますが、この一〇・一虚偽ペーパー問題で一番責任が重いのは塩崎大臣ですよ。このことがわかってから、新しいペーパーを配付して、説明し直しましたか。いつやりましたか、それを。

○塩崎国務大臣 これも何度も申し上げておりますけれども、この二月二十三日の足立先生の御質問の際に、私も見て、不適切だということで指摘をして、それ以降は使っていなかったわけでありまして。

○山井委員 使っていなかったじゃないでしょう。間違った説明をしたんですよ。そして、安倍総理にもこのペーパーは手渡っているんですよ。

間違ったペーパー、塩崎大臣がこれがおかしいと思ったら、担当者にとって、どこに配ったんだ、間違ったペーパーだったら正しいペーパーを配って認識を変えてもらいなさい、派遣労働者はこんな故意に違法行為をやったりはしない、大量失業の不安なんて、これも大げさ過ぎる、うそだ、その修正に回るように塩崎大臣は指示されたんですか。

○塩崎国務大臣 何度も申し上げるように、高鳥部会長も先ほどうなずいておられたように、これは自民党や公明党、与党の部会で全員に配ったような資料でもございませんし、私は確かに、足立先生のお配りになった資料を見て、ああ、これは余りよろしくないねということで指摘を厳しくして、それで使わなくなったわけでありまして、それで、その際に、どの程度配っているのかということで聞いたところ、部会に全員に配ったとかそういうことでは全くなく、必要に応じて使ったことがあったというふうに聞いたので、それ以上使わないということであれば問題はないかなというふうに思っておりました。

○山井委員 その認識が間違っていますよ。

既に多くの議員に配付され、予算委員会で予算委員全員に配付され、安倍総理にも配付されているわけです。それに対する、これがうそだったという修正を全くやっていないじゃないですか。そして、本当に違うペーパーを出し出したのは、問題になってからじゃないですか。そういう意味では、私は、塩崎大臣のこの間の責任は担当課以上に重いと思います。

そして、この問題で、一步間違えば、虚偽公文書作成罪とか、そういう問題にこれはなるんじゃないですか。これは深刻ですよ。法案審議にかかわる、施行日にかかわる問題で虚偽のペーパーを作成して、その法案審議にかかわる国会議員に配付するのみならず、内閣総理大臣にもこれが手渡っているわけですからね。これは単なる間違いの問題じゃないですよ。これは法案審議にもかかわる重大なことです。私は別にちょっとしたミスとかそういうのだったら言いませんよ。でも、これは余りにも悪質じゃないですか。

さらに、派遣労働者の立場からすれば、違法派遣であるところが、十月からみなし雇用が発動して直接雇用されるということはいいことなんですよ、派遣労働者にとったら。派遣労働者を守るために、みなし雇用制度は自民党も賛成して、この改正案で入れたんですからね。塩崎大臣も賛成しているんですよ、この制度に。

その意味では、施行日を延ばしてそれが使えないようにする、これは一步間違えば、違法行為をしているブラック企業を応援することにもなりかねないんですよ。おかしいじゃないですか。違法派遣を取り締まろうとしているのに、それまでに、発動するまでに法改正して、違法派遣が違法でないようにしたい。ブラック企業を応援することになりかねません。塩崎大臣、いかがですか。

○塩崎国務大臣 もともとこのみなし制度は、十月一日から施行になるのはもう既に、法律が通って施行になるわけでありまして、一方、今回の御審議をお願いしている派遣法で、二十六業務を含めて全てに期間制限をかけるという制度変更をお願い申し上げる。その際の影響がこういうところに出てくる可能性がありますよということだったわけですね。

したがって、それがいろいろな意味で、雇用されている方にも、あるいは雇用している側にも混乱がないようにということで、これは、十月一日の前に今回お願いをしている法律が成立をしないと混乱が広がるな、こういうことだったわけでありまして。

もともと二十六業務については、平成二十三年の十二月の七日に衆議院厚生労働委員会で附帯決議がございまして、この専門二十六業務について、わかりやすい制度にするように速やかに見直しの検討を開始しろということを書いてあるわけで、これに対して応えているのが今回の法改正であります。

その中で、こういう形で不適切な表現が含まれたものが配られたので、別にうそではなくて、不適切であって、うそだとか虚偽だとかいろいろおっしゃいますが、そういうつもりではないわけで、これは、何度も申し上げているように、不適切な表現が入っているということでもありますので、こういうことを御理解賜りたいというふうに思います。

○山井委員 世間一般では、こういうのは虚偽と言うんですよ。大量の派遣労働者が失業しないのに、厚生労働省の幹部がそれを国会議員や安倍総理の目にも届くようなところで配付する。こういうのは虚偽と言うんです、一般的には。

塩崎大臣、今回、局長も部長もこのペーパーをかばんに入れて持ち歩いてたということもわかりました。ということは、これはもう担当課の問題じゃなくて、厚生労働省の組織ぐるみでこのペーパーは活用したということをお認めになりますね。

○塩崎国務大臣 先ほど生田局長みずからが答弁をしたように、配付した記憶はございませんと言っているのですが、今おっしゃっていることは、不適切な表現の入ったペーパーを厚労省でつくったということは、それはもうさっきから謝罪をしているとおりでありますから、それはそれとして、今申し上げたような、局長、部長のことをおっしゃるわけですが、そこはもう先ほど答弁したとおりであります。

○山井委員 でも、何度も言いませんが、局長からもらったという議員は複数おられますよ。これは、記憶がないと言って済む問題じゃないですよ。どうするんですか、もらった議員がペーパーを出して、何月何日にもらいましたと言ったら。そうしたら、言っちゃ悪いですけども、おとついても、火曜日も、きょうの答弁も全部虚偽ということですから、当然、派遣法の審議になんか入れませんよ。当たり前ですよ。私の質問時間も、全部返してもらわないとだめですから。

組織ぐるみじゃないと言って、実は局長も配付していました、それでは済まないですよ。塩崎大臣、それは認めてください。もし局長が配付していたんだったら、組織ぐるみだったから、今までの答弁は修正しますと。それはお認めいただけますね。

○塩崎国務大臣 生田局長は配った記憶がないと言っておるわけでございますので、それ以上でも以下でもないということでもあります。

○山井委員 配った記憶がないというのと、配っていないは全然違うんですよ。

そうしたら、配った可能性もあるということは、塩崎大臣、お認めになりますね。

○塩崎国務大臣 それは、本人がここで答弁をしているわけですから、それ以上でも以下でもないとは私は先ほど来申し上げているとおりであります。

○山井委員 私は、この間、本当に気になるのは、結局、局長も一緒になって活用しているという声が出ているにもかかわらず、国会答弁では、課長がやった、担当課の責任だ、そう答弁をする。そして、塩崎大臣も、自分はわからない、局長がこう答弁していると。責任者は、塩崎大臣、あなたですよ。

常識で考えて、かばんに入れて持ち歩いていて、配ったかどうか局長が記憶にないと言っているということがどういうことを意味するのか、普通わかるじゃないですか。配っていないと言っていないんだから。

私がなぜこのことを言っているのかというと、繰り返しますよ。組織ぐるみでこのペーパーを活用したのであれば、これはもう法案の審議は諦めてくださいよ、派遣法の審議は。虚偽答弁でもあるし、組織ぐるみで虚偽のペーパーをつくって、おまけに、一番私たちが守らねばならない派遣労働者をおとしめる、侮辱する表現も入っている。そんなことはあり得ない。当然、そのような局長や部長がこの場に来て派遣法の答弁をすることなんかあり得ないですよ。課長も含めて出入り禁止ですよ、ここからは、この委員会では。当然じゃないですか。

派遣法の担当者というのは、本来、国会議員以上に派遣法について詳しい人であるべきじゃないんですか。その人たちが、虚偽のペーパーを配って、派遣労働者に対して愛情のかけらもないペーパーを配って、そして仕事をしている。そういう方々が答弁をしたりメモを出してくることで、審議をやりようがないじゃないですか。

さらに、塩崎大臣も、なぜ昨年末に派遣法が二回目廃案になったか御存じですよ。一日の間に五回も間違った答弁をして、それで、間違っていない間違っていないと言って、高橋議員が最後に本当に大丈夫ですかと念押ししたのにも間違っていないと言って、ところが、二日後に、間違っていましたとペーパーを出してくる。

つまり、幾ら委員会をやっても、次の委員会が答弁が変わっているんだったら審議できないんです。そんな軽い法案じゃないんですよ。

先ほども言ったでしょう。上限撤廃したドイツで、五年間で三十三万人から七十九万人、五年間で二・四倍に派遣労働者はふえたんですよ。今回、同じ改正、期間上限の撤廃、これがこの法案の肝ですよ。ということは、ドイツの例でいくならば、今百二十万人の日本の派遣労働者が、数年後に二百四十万人という、倍増する危険性は否定できないんですよ。私も多くの派遣労働者の方々と話をしていますけれども、一旦派遣の世界に入ったら、なかなか抜け出せない。みんなそれで苦しんでおられるんです。

一旦緩和して、派遣労働者になっちゃって、実際、ドイツのように、派遣がふえ過ぎて失敗した、だから二〇一一年に、もう一度上限を決めようということになったわけですね、上限規制、一年六カ月、EUの指令に基づいて。日本ではそんなことは許されませんよ。

皆さん、これは与野党関係ありません。正社員をふやして均等待遇を確保するいい法案だと思っていただけれども、やってみたら、派遣労働者がふえて、正社員が減って、政府が説明したのと真逆のようになってしまった、あっ、ごめんなさい、こんなつもりじゃなかった、何とかもとに戻さないとといったとしても、そのときに既に派遣になってしまって、そう簡単に直接雇用に戻れない人の人生は戻ってきませんよ、これは。

今でも、高卒、大卒の最初の就職が非正規は既に四割になっています。

塩崎大臣、関連してお聞きしたいんですが、きょうの資料の中に、今ふえているサービスというのがあるんです。企業の具体名は出ませんが、今までから私に取り上げています。十二ページです。

ある人材派遣会社が常用型派遣ということで、ミラエールという、こういう働き方を求人しています。そして、これは正社員になっています。「正社員」として雇用」「正社員からはじめる未来。」

次の次のページも見てください。「雇用形態が正社員」と。十三ページにも書いてあります。これは求人サイトです。そして、全部書いてあります、正社員と。

それで、このミラエールの一番冒頭に、「正社員（派遣）」となっているんですね。意味わかりますか。「正社員（派遣）」。日本語の意味わかりますか。これで今、利用者がふえているんです。非常に好評だということが十六ページにも、ニュースで出ております。非常に反響が大きく好評だと。

でも、私、素朴な疑問なんですが、私は何度も塩崎大臣に、この求人はおかしいんじゃないか、若い人たちが正社員だと思って入ったら、派遣である。

塩崎大臣、派遣労働者を正社員という名称で求人広告を出していいんですか。

○塩崎国務大臣 職業安定法によりますと、働く方の募集を行う者は、労働契約の期間、労働時間、就業場所等の労働条件を明示しなければならない。そして、これによって一般的に雇用形態が判断されるわけであります。

労働関係法令上、正社員という確立した定義は存在をしていません。確かに、スタッフサービスのこれを読みますと、「正社員」と書いてあって、括弧して「無期雇用派遣労働者」と書いてありますが、常用型の派遣の方の中には派遣会社に無期雇用されている方もおりまして、そのような方について正社員という呼称が使われている場合も、このスタッフサービスに限らずあるわけでございます。

ただし、そのような場合であっても、職業安定法によって、働く方の募集を行う者が雇用形態を明示する場合には、こう書いてあります。応募者に誤解が生じないように努めなければならないというふうに書いてあるわけでありますので、今お話がございました点については、いろいろな、正社員という定義がそもそも、確立したものはないので、こういう使い方もないことはありませんけれども、同時に、応募者が誤解を生じないように努めなきゃならないのが職業安定法の定めでございます。

○山井委員 私は、この会社そのものを批判しているわけじゃないんです。厚生労働省の見解を聞いているんです。

今の答弁によると、驚いたことに、派遣労働者の求人を正社員として出すことに関して塩崎大臣は否定をされ

ませんでしたね。誤解を招かないようになって。私は誤解を招くと思います。派遣労働者は派遣労働者です。

なぜならば、資料十五を見てください。厚生労働省の「キャリアアップ助成金のご案内」、正規雇用労働者の定義は「派遣労働者として雇用されている者でないこと」。派遣は正規雇用労働者じゃないということを明確に書いてあります。

ということは、塩崎大臣、今回の派遣法改正において、正社員をふやす、正社員化を図るとおっしゃっていますが、その塩崎大臣が答弁している正社員の中には、派遣労働者も含まれるということになりますね。そうだったんですか。

○塩崎国務大臣 全く間違っておられて、このキャリアアップ助成金、我々がこの助成金として、「派遣労働者として雇用されている者でないこと。」としているのは、我々が言っている正社員というのは、当然、非正規雇用ではない方々を指して、派遣でない方を指しているわけでありまして、今回の法改正によっても、正社員化というのは、当然、派遣ではない、無期雇用を含めた正社員ということを行っているわけですので、そこはもう明らかで、これはたしか、もう予算委員会などでも明らかにしてきたところだと思います。

○山井委員 後で議事録を精査した方がいいですよ。今、明確に、派遣ではない正社員とおっしゃったじゃないですか。でも、派遣を正社員として求人しているのはいいと一方では答弁しながら、国会答弁でいう正社員には派遣は含まれませんというのは、意味がわからない。

つまり、皆さん、わかっていたきたいのは、今回の法改正が成立したら、こういう働き方がふえるんですよ。正社員と呼ばれる派遣労働者がふえる。実際、もうふえ出しているんですから。こんなことで本当にいいんですか。

私は、そういう意味も含めて、この虚偽答弁、虚偽ペーパーの問題、こういう問題が整理されなければ、きょうの審議でもそうですけれども、五分ごとに審議がとまっているじゃないですか。毎回、間違い答弁があるじゃないですか。

○渡辺委員長 山井君、既に時間が経過しておりますので、質疑を終了してください。

○山井委員 はい。

ですから、もう委員会とはまらない、虚偽答弁の修正をしないということをしっかり確約してもらわなければ、また今回の、局長が本当に配付していないのか、配付しているとしたら組織ぐるみですからね、議事録が完全にこれは修正になります。そのことがどうなのかということをきっちりと理事会で報告をしてください。そのことがしっかりするまで、今まで二回の委員会の質疑が虚偽であった可能性がある段階では、法案審議には絶対入ることができません。

委員長、理事会でお取り計らいください。

○渡辺委員長 理事会で協議いたします。

終わりにしてください。

○山井委員 以上で終わります。